

京都市宇津峡公園条例（平成17年3月25日京都市条例第59号）（産業観光局農林部農業振興整備課）

京北町の区域の編入に伴い、同町において設置されている京北町宇津峡公園を引き継ぎ、市民の健康の増進及び市民相互の間の交流の促進並びに山村地域の振興に資するため、野外活動の用に供するとともに、農林業を振興するための施設として、京都市宇津峡公園（以下「公園」といいます。）を設置することとしました。

主な内容は、次のとおりです。

1 公園の位置は、次のとおりです。

京都市右京区京北下宇津町向ヒ山7番地の1

2 公園においては、次の事業を行います。

- (1) 野外活動のための施設の提供
- (2) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供
- (3) 農林産物の紹介、展示及び販売
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

3 コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場及び人工水路の供用時間並びに公園の休園日は、次のとおりです。

区 分	供 用 時 間	休 園 日
コ テ ー ジ	使用を開始する日の午後 2時から使用を終了する 日の午前10時まで	水曜日（水曜日が国民の祝 日に関する法律に規定する 休日（以下「休日」といい ます。）に当たるときは、
オートキャンプ場	使用を開始する日の午前 11時から使用を終了す る日の午前10時まで	

デイキャンプ場	午前10時から午後5時まで。ただし、7月1日から8月31日までは、午前10時から午後6時まで	その翌日)並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
人工水路	午前10時から午後5時まで	

4 公園の入園料は、次に掲げる額の範囲内において、公園の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」といいます。）が市長の承認を得て定めます。

区 分	入園料（1人1回につき）
一 般	300 円
小 学 校 の 児 童	200

5 公園の利用料金は、次に掲げる額の範囲内において、管理受託者が市長の承認を得て定めます。

区 分	単 位	利 用 料 金
コ テ ー ジ	1棟につき1日	15,000円。ただし、5人を超える人数で利用する場合は、超える人数1人につき2,000円を加えた額
オ ー ト キ ャ ン プ 場	1区画につき1日	5,000円。ただし、テントを持参して利用する場合は、持参するテント1張りにつき800円を加えた額
デイキャンプ場（テントを	持参するテント1	

持参して利用する場合に限 る。)		張りにつき1日	800 ^円
魚のつかみ取り		1匹	500
駐車場	バス	1日	1,000
	自動二輪車及び原 動機付き自転車		250
	その他の自動車		500
付 属 設 備		市長が定める。	

- 6 利用の許可その他公園を管理するために必要な事項を定めます。
- 7 公園は、地方自治法に規定する重要な公の施設として位置付けています。
- 8 京北町の区域の編入に伴う必要な経過措置を定めます。

この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行すること
としました。

京都市宇津峡公園条例を公布する。

平成17年3月25日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市条例第59号

京都市宇津峡公園条例

(設置)

第1条 市民の健康の増進及び市民相互の間の交流の促進並びに山村地域の振興に資するため、野外活動の用に供するとともに、農林業を振興するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市宇津峡公園

位 置 京都市右京区京北下宇津町向ヒ山7番地の1

(事業)

第2条 京都市宇津峡公園（以下「公園」という。）においては、次の事業を行う。

- (1) 野外活動のための施設の提供
- (2) 市民相互の間の交流を促進する活動のための施設の提供
- (3) 農林産物の紹介、展示及び販売
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(供用時間及び休園日)

第3条 コテージ、オートキャンプ場、デイキャンプ場及び人工水路の供用時間並びに公園の休園日は、別表第1のとおりとする。ただし、市長は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(入園料)

第4条 公園に入園しようとする者は、第13条の規定に基づき公園の管理の委託を受けた団体（以下「管理受託者」という。）に対し、別表第2に掲げる額の範囲内に

において管理受託者が市長の承認を得て定める入園料を支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者については、入園料を徴収しない。

(1) 学齢に達しない者

(2) 幼稚園（幼稚園に相当する各種学校を含む。）が行う団体入園の引率者

(3) 児童福祉法に規定する児童福祉施設が行う団体入園に係る当該施設の児童及びその引率者

(4) 本市の区域内の小学校（小学校に相当する各種学校を含む。）又は中学校（中等教育学校の前期課程及び中学校に相当する各種学校を含む。）が行う団体入園に係るこれらの学校の児童又は生徒及びその引率者

(5) 盲学校、ろう学校又は養護学校（以下「盲学校等」という。）が行う団体入園に係る盲学校等の児童又は生徒及びその引率者

(利用の許可)

第5条 コテージ、オートキャンプ場及びデイキャンプ場を利用しようとするものは、市長の許可を受けなければならない。

(利用制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、公園の利用を制限し、又は利用の許可を取り消すことができる。

(1) 他の利用者に迷惑を掛け、又は迷惑を掛けるおそれがあるとき。

(2) 管理上支障があるとき。

(利用料金)

第7条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）、魚のつかみ取りのために人工水路を利用するもの及び駐車場を利用するものは、管理受託者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第3に掲げる額の範囲内において、管理受託者が市長の承認を得て定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、コテージ又はオートキャンプ場の利用者については、駐車場の利用料金を徴収しない。

4 次の各号に掲げる施設の利用者は、利用料金のうち当該各号に掲げる額の範囲内において管理受託者が定める金額を、第5条の規定による許可の際に支払わなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) コテージ 5,000円

(2) オートキャンプ場 3,000円

(利用料金の還付)

第8条 既に支払われた利用料金は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の減免)

第9条 管理受託者は、市長が特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(特別の設備)

第10条 利用者は、利用しようとする施設に特別の設備をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、利用者の負担において、必要な設備をさせ、又は必要な措置を講じさせることができる。

(地位の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、その地位を譲渡し、又は他人に利用させることができない。

(原状回復)

第12条 利用者は、公園の利用を終了し、又は利用の許可の取消しを受けたときは、

速やかに原状に復して市長の検査を受けなければならない。

(管理委託)

第13条 公園の管理は、地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成15年政令第375号）による改正前の地方自治法施行令第173条の3に規定する法人で、市長が適当と認めるものに委託するものとする。

(委任)

第14条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

(京北町の区域の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日前に旧京北町宇津峡公園の設置及び管理に関する条例（以下「旧町条例」という。）第5条第1項の規定による許可の申請を行ったものであって、この条例の施行の際許可又は不許可の処分を受けていないものは、第5条の規定による許可の申請を行ったものとみなす。

3 この条例の施行の日前に旧町条例第5条第1項の規定による許可を受けたものは、第5条の規定による許可を受けたものとみなす。

4 前2項に規定するもののほか、旧町条例の規定によってした処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によってしたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

5 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1産業・消費生活関連施設の項中「産業技術研究所」の右に「、宇津峡公園」を加える。

別表第1（第3条関係）

区 分	供 用 時 間	休 園 日
コ テ ー ジ	利用を開始する日の午後 2時から利用を終了する 日の午前10時まで	水曜日（水曜日が国民の祝 日に関する法律に規定する 休日（以下「休日」とい う。）に当たるときは、そ の翌日）並びに1月1日か ら同月4日まで及び12月 28日から同月31日まで
オ ー ト キ ャ ンプ 場	利用を開始する日の午前 11時から利用を終了す る日の午前10時まで	
デ イ キ ャ ンプ 場	午前10時から午後5時 まで。ただし、7月1日 から8月31日までは、 午前10時から午後6時 まで	
人 工 水 路	午前10時から午後5時 まで	

備考 「利用を終了する日」には、休園日の前日から引き続きコテージ又はオート
キャンプ場を利用する場合における当該休園日を含む。

別表第2（第4条関係）

区 分	入園料（1人1回につき）
一 般	300 円
小 学 校 の 児 童	200

備考1 「一般」とは、学齢に達しない者及び小学校の児童以外の者をいう。

2 「小学校」には、盲学校等の小学部及び小学校に相当する各種学校を含む。

別表第3（第7条関係）

区 分	単 位	利 用 料 金
コ テ ー ジ	1 棟 につ き 1 日	15,000円。ただし、5人を超える人数で利用する場合は、超える人数1人につき2,000円を加えた額
オ ー ト キ ャ ンプ 場	1 区 画 につ き 1 日	5,000円。ただし、テントを持参して利用する場合は、持参するテント1張りにつき800円を加えた額
デイキャンプ場（テントを持参して利用する場合に限る。）	持参するテント1張りにつき1日	800 ^円
魚 の つ か み 取 り	1 匹	500
駐 車 場	バ ス	1,000
	自動二輪車及び原動機付き自転車	1 日 250
	その他の自動車	500
付 属 設 備	別に定める。	

備考1 「1日」とは、コテージの利用にあつては午後2時から翌日の午前10時まで（翌日の午後2時以後も引き続き利用する場合にあつては、午後2時から翌日の午後2時まで）を、オートキャンプ場の利用にあつては午前11時から翌日の午前10時まで（翌日の午前11時以後も引き続き利用する場合にあつては、午前11時から翌日の午前11時まで）を、デイキャンプ場の利用にあつては別表第1に掲げる供用時間を、駐車場の利用にあつては午前

- 9時から午後6時までをいう。
- 2 「バス」とは、自動車登録規則の規定による分類番号の最初の数字が2である車両をいう。
 - 3 1の時間を超えてコテージ又はオートキャンプ場を利用する場合の利用料金の上限額は、1時間につき1,000円とする。

(産業観光局農林部農業振興整備課)